

○他団体等からの指名に基づいて大臣が委員等を任命する例

番号	会議体等	根拠法	指名 人数	候補者ネ ガチェック	実質的 選考	差し戻 し・拒 否有無 有無	差し戻し・拒否 有無(逐条解説)
1	中央選挙管理委員会（委員）	<p>○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄） (中央選挙管理会)</p> <p>第五条の二 中央選挙管理会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から<u>国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。</u></p> <p>3 前項の指名に当つては、同一の政党その他の政治団体に属する者が、三人以上とならないようにしなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その委員を罷免するものとする。ただし、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 参議院議員の被選挙権を有しなくなった場合 二 心身の故障のため、職務を執行することができない場合 三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合 <p>5 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。</p> <p>6 国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員の指名を行わなければならぬ。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行うときに限り、予備委員の指名を行う。</p> <p>7 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行う。</p> <p>8 第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。</p> <p>9～17 (略)</p> <p>○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄） (設置)</p> <p>第二十二条 本省に、中央選挙管理会を置く。</p> <p>2 (略)</p>	任命に必要な人数のみ指名されている。	行政機関では実施していない。	国会	なし	逐条解説がないため、回答不可

2	政治資金適正化委員会	<p>○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄） (委員)</p> <p>第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。</u></p> <p>2 前項の指名に当たつては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないようにしなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。</p> <p>6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。</p> <p>7 (略)</p>	任命に必要な人数のみ指名されている。	行政機関では実施していない。	国会	なし	逐条解説がないため、回答不可
3	最高裁長官	<p>○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄） (最高裁判所の裁判官の任免)</p> <p>第三十九条 最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、<u>天皇がこれを任命する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄） 第六条 (略)</p> <p>○2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</p>	任命に必要な人数のみ指名されている。	人事案件のため回答不可。	内閣	なし	逐条解説がないため、回答不可
4	内閣総理大臣	<p>○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄） 第六条 天皇は、国会の指名に基いて、<u>内閣総理大臣を任命する。</u></p> <p>2 (略)</p>	任命に必要な人数のみ指名されている。	行政機関では実施していない。	国会	なし	逐条解説がないため、回答不可